

岡山県医療対策協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県医療対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、岡山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 専門部会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員の中から指名した委員及び専門委員とする。

2 専門委員は協議会の委員以外の学識経験者のうちから会長が指名する。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員並びに専門委員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(報酬)

第8条 委員又は欠席する委員が指名する代理の者が会議に出席した時は、報酬を支給することができる。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、保健医療部医療推進課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する（第8条（第9条）関係）。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する（第8条（第9条）関係）。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する（第8条関係）。